



① 通所リハビリテーション（デイケア）（令和3年4月改定）

自己負担額の基本的な利用例は、次の通りです。（あくまでも目安としてご参照ください。）

1割負担の方の金額です。2割3割負担の方は（※）の項目を×2あるいは×3をしてください。

- ・リハビリテーションマネジメント加算は開始から6か月以降を想定しています。
- ・利用者様の状態によって、加算がありますので、詳細はお問い合わせください。
- ・精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

例1 要介護1の利用者様が3時間～4時間利用を週2回（月8回）される場合

1回	3時間以上4時間未満の料金	491	※
	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.1%（令和3年9月末まで）	5	
	リハビリテーション提供体制加算	12	
	サービス提供体制加算(B)口	22	
	移行支援加算	12	
	教養娯楽費	110	
	日用品費	110	
	小計	762	
1月	合計(月8回利用)	6,096	※
	リハビリテーションマネジメント加算B(口)	552	
	科学的介護推進体制加算	41	
	介護職員等処遇改善加算	325	
		7,014	

例2 要介護3の利用者様が、6時間～7時間を週2回（月8回）利用される場合

1回	6時間以上7時間未満の料金	991	※
	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.1%（令和3年9月末まで）	10	
	リハビリテーション提供体制加算	24	
	サービス提供体制加算I	22	
	移行支援加算	12	
	教養娯楽費	110	
	日用品費	110	
	食費	720	
	小計	1,999	
1月	合計(月8回利用)	15,992	※
	リハビリテーションマネジメント加算B(口)	552	
	科学的介護推進体制加算	41	
	介護職員等処遇改善加算	605	
		17,190	

例3 要支援の利用者様が、週2回（月8回）利用される場合

1月	基本料金 要支援2	4,067	※
	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.1%(令和3年9月末まで)	41	
	運動機能向上加算	229	
	サービス提供体制加算(B)口	179	
	事業所評価加算	122	
		0	
	教養娯楽費	110	※
	日用品費	110	
	科学的介護推進体制加算	41	
	介護職員等処遇改善加算	313	
		5,212	

主な加算料金について

サービス提供体制加算(B)口	介護職員のうち介護福祉士が70%以上あるいは勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の事業所に加算。サービス質を評価する加算
リハビリテーションマネジメント加算B(口)	医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がリハビリの目的とリハビリ実施に伴う指示を受け、リハビリ計画を定期的に評価し、適宜見直し、3ヶ月以内に1回はリハビリ会議を開きリハビリの観点から日常生活の留意点、医師から日常生活の留意点や介護のアドバイス等の情報をご本人やご家族に伝達することにより加算。今回の改正で一部は基本料に組み込まれ加算額自体は減少した。
科学的介護推進体制加算	ご利用者に係るデータを厚労省の情報システムに提出し、集計後情報のフィードバックを受けそれに基づき利用者や事業所の特性やケアの方法等を確認、利用者のケアプランやリハビリ計画等への活かして、ケアの質の向上の取組を評価する加算
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するための加算
移行支援加算(要介護)	リハビリの効果が認められ、利用者の家事や社会への参加につながり、ディサービスなどの生活系サービスに移行できた利用者が一定割合を超える事業所への加算
事業所評価加算(要支援)	リハビリ終了や要支援区分改善等が一定以上の利用者にあった事業所を評価する加算